

陳 述 書

平成23年11月10日

内閣官房内閣広報官

干代幹也 

1 略歴及び内閣官房報償費に係る事務への関与について

私は、本件対象期間（平成21年9月1日から同月16日まで）を含む平成18年7月28日から同22年8月23日までの間、内閣総務官として、その職務に従事し、現在は、内閣広報官の職に就いております。

私自身は、内閣総務官に着任した際、当時の内閣官房報償費の取扱責任者であった安倍晋三元内閣官房長官から「内閣官房報償費の取扱いに関する基本方針」（平成14年4月1日内閣官房長官決定。以下「取扱基本方針」といいます。）に基づく、内閣官房報償費の取扱いに係る事務補助者（以下「事務補助者」といいます。）に指名され、以後、平成22年8月23日に内閣総務官を辞任するまで、内閣官房長官交代の都度、新たに就任された内閣官房長官から事務補助者に指名されました。河村建夫元内閣官房長官（以下「河村元長官」といいます。）の在任期間（平成20年9月24日から同21年9月16日まで）中も、事務補助者として、内閣官房報償費の国庫への請求、出納管理簿等関係書類の作成や総理大臣官邸における管理、保管等の事務を担当しました。また、内閣総務官在任中は、本件訴訟に係る請求を含む情報公開請求に対する対応等の事務も担当しました。

そこで、以下では、本件対象期間の内閣官房報償費の支出に係る文書に記載された情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」といいます。）5条6号及び3号の不開示情報に当たるとして、不開示とした処分が適法であることについて、述べていきたいと思っております。なお、私は、別件訴訟（大阪地方裁判所平成19年（行ウ）第92号不開示決定処分取消請求事件。以下同じ。）において、内閣官房報償費の支出手続や不開示としたその支出に係る各文書ごとの不開示事由などにつき陳述書を作成し、法廷で証言しておりますが、本件対象期間と別件訴訟に係る対象期間（平成17年10月31日から同18年9月26日まで）との間で内閣官房報償費の性格、執行方針、支出手続等は、基本的に同一であり、別件訴訟

における私の陳述書及び証人尋問で申し上げた内容については、本件対象期間にも当てはまることから、それらも踏まえて、本件について御判断いただければ幸いに存じます。

2 内閣官房報償費の性格及びその使用に関する秘密保持の必要性について

(1) 内閣官房報償費の性格

内閣官房報償費は、別件訴訟の陳述書及び証人尋問でも既に詳細に述べたとおり、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、内閣官房長官が、当面の任務と状況に応じ、その都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、内閣官房共通費（内閣官房一般行政に必要な経費）の一つとして内閣官房の一般会計予算に計上されております。具体的な使途が特定されない段階で国の会計からの支出が完了し、その後は基本的な目的を逸脱しない限り、取扱責任者である内閣官房長官の判断で支払が行われるとともに、その使用は、内閣官房長官による優れて政策的な判断の下で決定されるという特殊な性格を有するため、極めて高度な機密性が要求される経費です。

(2) 内閣官房報償費の使用に関する秘密保持の必要性

このため、内閣官房報償費の具体的な使途に関わる文書が一部でも開示された場合には、私が別件訴訟の陳述書や証人尋問で述べました様々な支障が現実のものとなり、その結果、内閣が取り組む政策課題に関する情報収集・協力依頼に係る活動が事実上困難となり、ひいては内閣における政策運営全体に支障を及ぼすおそれが生じることとなります。

内閣官房報償費が以上のような特殊な性格を有し、その具体的な使途を明らかにすることができないことについては、国会においても、歴代の内閣官房長官が、随時、説明しております。そして、そのような前提の下で、毎年度、国会の議決をいただき、必要な予算が措置されています。

以上の点を踏まえ、後述する内閣官房報償費の支払に関する各文書（後記3

(3)の政策推進費受払簿、支払決定書、出納管理簿、報償費支払明細書及び領収書等をいいます。)については、内閣官房報償費の具体的な使途に関するものであることから、総理大臣官邸において厳重に管理、保管し、情報公開請求があつた場合も、内閣官房長官による内閣官房報償費の請求時期や請求額にかかわらず、全部不開示としているところです。

3 本件対象期間における内閣官房報償費に関する状況について

以下、本件対象期間と他の時期との間で、内閣官房報償費の性格、執行方針、支出手続、文書の作成・保管状況等は基本的に同一であり、何ら違いはないことを申し上げます。

(1) 内閣官房報償費の性格及び執行方針等について

内閣官房報償費は、内閣官房長官による優れて政策的な判断の下で使用されるという特殊な性格を有しており、そのため、極めて高度な機密性が要求される経費です。そのような内閣官房報償費の特殊な性格に留意しつつ、内閣官房報償費の厳正かつ効果的な執行を確保するために、その取扱いについては、上述した取扱基本方針が定められています。

取扱基本方針が策定された平成14年4月1日以降、現在までの間、内閣官房報償費の性格は何ら変わっておらず、取扱基本方針も改定されていません。また、内閣官房長官は、毎年度又は内閣官房長官が交代する都度、取扱基本方針に基づき「内閣官房報償費の執行にあたっての基本的な方針」(以下「執行方針」といいます。)及び「内閣官房報償費取扱要領」(以下「取扱要領」といいます。)を策定し、内閣官房報償費の目的類型、出納記録や支払事務の管理等について定めていますが、この間、これらの執行方針及び取扱要領の内容は基本的に変更されておりません。

河村元長官も、取扱基本方針に基づき、内閣官房報償費の取扱責任者として、執行方針(平成20年9月24日及び同21年4月1日。以下、同21年4月1日に策定したものを「本件執行方針」といいます。)及び取扱要領(平成2

0年9月24日。以下「本件取扱要領」といいます。)を策定しました。

この本件執行方針において、河村元長官は、内閣官房報償費を「第171回国会における麻生内閣総理大臣の施政方針演説において明らかにされている内政、外政上の諸課題と、これに対する麻生内閣としての国政にあたる基本方針に従い、これら施策の円滑かつ効果的な推進に資するため厳正かつ効果的に執行する」(本件執行方針1項)、また、その「執行は次の三つの目的類型(注:政策推進費、調査情報対策費及び活動関係費)ごとに、それぞれの目的に照らして行う」(本件執行方針2項)こととし、さらに「国の機密保持上、その用途等を明らかにすることが適当でない性格の経費であるということに鑑み、これまでの実績を踏まえながら更に吟味し、真にその経費の性格に適したものに限定して使用する」(本件執行方針3項)こととされましたが、本件執行方針に引用されている年度、総理大臣の名前や国会の回次に係る部分等が変更されたのみで、基本的な考え方や取扱方針は従来のもと同じです。また、本件取扱要領において、内閣官房報償費の支払に関する関係書類の記録、管理及び内部確認等の取扱いを定めましたが、これも従来のもと同じです。

(2) 本件対象期間の支払に係る請求の支出手続について

本件対象期間の支払に係る河村元長官による内閣官房報償費の請求についても、私は、河村元長官から内閣官房報償費を請求するよう指示を受け、当時の事務補助者として、河村元長官が定められた本件執行方針や本件取扱要領に基づいて、その手続を行いました。具体的には、別件訴訟の証人尋問でお話ししたとおり、内閣官房長官(河村元長官)の指示に基づいて請求書の案を作成し、内閣官房長官が決裁した請求書に基づき、国庫から支出されています。こうした支出手続についても、本件対象期間の支払に係るものと、別件訴訟に係る対象期間も含めた他の時期のもので、何ら違いはありません。

(3) 本件対象期間の支払に係る文書の作成・保管状況について

内閣官房報償費が国庫から支出される段階までに、内閣官房長官から内閣府

大臣官房会計課長宛ての請求書及び支出負担行為即支出決定決議書（特例払）

（これらが支出計算書の証拠書類になります。）が作成されます。そして、これを受けて内閣府大臣官房会計課長が支出計算書を作成することになります。本件対象期間においても、他の期間と同様に、これらの各文書が作成されており、内閣府大臣官房会計課において管理、保管されています。

他方、国庫から内閣官房長官に支出された後の支払に関する文書として、政策推進費受払簿、支払決定書、出納管理簿、報償費支払明細書及び領収書等があります。本件対象期間についても、他の期間と同様に、これらの文書は作成されており、内閣官房報償費の具体的な使途に関する情報が記載されていることから、万一の情報漏れを防ぐため、総理大臣官邸において、事務補助者のみが入室できる施錠された部屋にある施錠された書庫で厳重に管理、保管されており、なお、報償費支払明細書については、会計検査院に提出する文書ですので、総理大臣官邸において管理、保管されているものは、その写しです。

4 本件対象文書に記録された情報の不開示事由該当性等について

(1) 本件対象文書に記録された情報の不開示事由該当性について

私は、以上のような点を踏まえ、本件対象文書に係る平成21年10月9日付けの原告からの情報公開請求に対し、当時内閣総務官として、本件対象文書のような国庫から内閣官房長官に支出された後の支払に関する文書については、これらの文書に記載された情報を開示することにより、事務の円滑かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるため、情報公開法5条6号及び3号の不開示情報に該当するものとして、同年12月14日付けで全部不開示の決定を行いました。

3で述べたとおり、本件対象期間と別件訴訟の対象期間も含めた他の時期との間で、内閣官房報償費の性格等については何ら違いはないことから、本件対象文書が開示された場合の具体的な支障については、私が別件訴訟の陳述書や証人尋問で述べたとおりです。詳細について改めて繰り返しません、本件対

象文書に記載された情報が公になった場合、情報収集や協力依頼等の相手方との信頼関係を損なう等の支障が生じ、内閣における情報収集・協力依頼等の政策課題の解決に向けた諸活動が困難になり、ひいては内閣の政策運営全体に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであると考えております。

(2) 原告の主張について

原告は、本件訴訟では、本件対象期間の内閣官房報償費の支出について、2億5千万円が国庫から支出されているが、麻生太郎内閣の最後の16日間であって多額の内閣官房報償費を必要とする内閣の活動もないはずであるから、不適切な支出であるとか、当時のいわゆる首相動静記事やその他の報道を見ても、それほど多額の内閣官房報償費の支出を要すると考えられる案件は見当たらないとして、本件対象文書には不開示事由が認められない旨の主張をしていると承知しております。

私は、本件対象期間に係る内閣官房報償費の具体的な用途に関わる事項については、他の時期と同様に、政策推進費、調査情報対策費、活動関係費の別を含めて、お答えすることはできません。しかし、内閣官房報償費は取扱責任者であるその時々内閣官房長官が、その都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用することとされている経費であり、そのような内閣官房報償費の性格は、内閣官房長官による内閣官房報償費の請求時期や請求額の相違によって異なるものではありませんから、本件対象期間に係る内閣官房報償費についても、他の対象期間に係るものと同様に、河村元長官御自身が、内閣官房報償費の上記の性格に適した経費に当たると御判断されて、使用を決定されたものと考えております。

また、一般論ではありますが、事務補助者としての経験を踏まえて申し上げますと、内閣官房報償費を使用する案件と、国庫からの支出の時期との関係については、ある案件に関する情報収集等の活動の途中で、将来分の活動費用等を支払う場合もあり得ますし、逆に既に生じている活動費用等について、いわ

ゆる後払いで清算する場合もあり得ます。したがって、このような場合には、本件対象文書に係る支出は、必ずしも本件対象期間に発生した重要案件や出来事に関するものとは限りませんし、また、その期間における活動の対価等に限られるわけでもありません。

さらに、この点も一般論となりますが、内閣の取り組む内政、外政上の重要案件の中には、政権の交代いかににかかわらず、我が国の国益の観点から、継続的な取組が必要となる案件もあり、こうした案件について、政権交代直前の時期においても、内閣官房報償費を使用して、情報収集等の活動を行うことは十分あり得るところです。

当然のことながら、内閣官房報償費が支出され得る案件は、本件対象期間中に新聞やテレビのニュース等で報道されている案件に限定されるわけではないこともお分かりいただけたと考えます。

以上、述べてきましたとおり、請求時期や請求額という、その時々での支出の態様の違いをもって、個別の支出が不適正であると推認される関係にはないことは明らかであります。

5 おわりに

以上、申し上げてきましたように、内閣としての国政にあたる基本方針に従い、これら施策の円滑かつ効果的な推進に資するため厳正かつ効果的に執行するものとするとしてされている内閣官房報償費の性格は、内閣官房長官による請求時期や請求額の態様にかかわらず、変わらぬものであり、その使用は、その基本的な目的の範囲内において、内閣官房長官による優れて政策的な判断の下で決定されるという特殊な性格をもっております。そのため、本件訴訟のように、内閣官房長官による請求時期や請求額の相違といった、ある時点における支出の態様にのみ着目して、事実と関係なく内閣官房報償費の使途が論ぜられること自体、将来にわたって、内閣官房報償費を使用して行う必要な情報収集や協力依頼等の活動に支

障を来たすことになるのではないか、また、それがひいては内閣の政策運営全体に支障を及ぼすことになるのではないかと懸念しているところであります。

仮に内閣官房報償費の具体的使途に関わる文書が一部でも開示された場合は、その使途と内政・外政上の重要案件との関係について、事実とかかわりなくさまざまな推測・憶測が大々的に報道されるなどして、被告が主張している様々な支障が現実なものとなり、收拾がつかない状態に陥ることは明らかです。そうなってしまえば、もはや内閣として、適時に的確な情報収集や協力依頼等を行うことは困難になってしまい、具体的な使途を明らかにせずに使用するという特殊な性格を有する「内閣官房報償費」の存在意義もなくなり、内閣の政策運営に多大な不利益を及ぼすこととなります。

裁判所におかれては、以上の事情を是非十分にお汲み取りいただいた上で、本件審理を進めていただくようお願いする次第です。

以 上